

印西市地域防災計画等改訂の基本方針（案）

現行の印西市地域防災計画は、平成 22 年 3 月の印西市、本埜村及び印旛村の合併を契機に、地震、内水・外水氾濫等に関する防災アセスメントを実施し、東日本大震災等の教訓を生かしたうえで、平成 24 年度に策定、平成 27 年度に改訂したものである。

改訂以降も毎年のように日本各地を自然災害が襲い、熊本地震、北海道胆振東部地震等の震災被害のみならず、印西市においては令和元年房総半島台風（台風第 15 号）、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和元年 10 月 25 日の大雨・暴風により、長期停電、通信機器の不通などが発生し、負傷者 2 名、全壊 11 棟、半壊 12 棟、一部損壊 383 棟等の被害が発生した。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を踏まえた災害対応（避難所運営、り災証明書の発行等）の重要性も増してきている。

このような災害等を教訓として、国においては、防災基本計画の見直し（令和 2 年 5 月）、災害対策基本法の改正（令和 3 年 5 月）をはじめとして、各種の指針、ガイドライン等の作成や見直しがなされ、県においても地域防災計画（令和 3 年 3 月）が改訂されている。

今年度の印西市地域防災計画改訂では、近年の上位計画等を反映させるとともに、平成 23 年度以来となる防災アセスメント調査を実施し、最新の知見に基づいた被害想定調査結果に情報を更新したうえで、新たな対策の追加等を行うものである。

現状の課題と改訂の基本方針（案）

項目	課題	改訂の基本方針
<p>関連法 上位計画等</p>	<p>・ 現行の印西市地域防災計画は、平成 27 年度に改訂したものであるため、それ以降に改訂された防災基本計画、千葉県地域防災計画等の内容が反映されていない。</p>	<p>・ 災害対策基本法（令和 3 年 5 月 20 日改正）、国の防災基本計画（令和 2 年 5 月改訂）及び千葉県地域防災計画（平成 29 年 8 月、令和 2 年 6 月、令和 3 年 3 月改訂）等の改正内容を反映させる。</p> <p>主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 【避難情報の改正】 【避難に関する情報の理解促進】 【避難所における感染症対策の推進】 【災害救助法の適用基準等の見直し】 【応援職員の受援体制の整備】
<p>災害の想定 （震災編）</p>	<p>・ 現行の想定地震は、市が平成 23 年度に実施した防災アセスメント調査と県が平成 19 年度に実施した地震被害想定調査をもとに設定され、最新の想定結果が反映されていない。</p> <p>想定する地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 【印西市直下地震（M7.3[*]）】 【東京湾北部地震（M7.3[*]）】 	<p>・ 市が令和 2 年度に実施した防災アセスメント調査及び県が平成 26・27 年度に実施した千葉県地震被害想定調査をもとに、想定する地震を決定した。</p> <p>想定する地震</p> <ul style="list-style-type: none"> 【印西市直下地震（M_w6.8[*]）】 【千葉県北西部直下地震（M_w7.3[*]）】 【大正型関東地震（M_w7.9[*]）】

項目	課題	改訂の基本方針
災害の想定 (風水害編等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の想定は、市が平成 23 年度に実施した防災アセスメント調査をもとに設定され、最新の想定結果が反映されていない。 <p>ハザードマップの想定雨量 【3日間雨量 318mm (概ね 200 年に 1 回程度)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が令和 2 年度に実施した防災アセスメント調査及び平成 27 年の水防法改正に基づき実施された想定最大規模の洪水浸水想定結果をもとに、情報を更新する。 <p>ハザードマップの想定雨量 【3日間雨量 491mm (概ね 1000 年に 1 回程度)】</p>
近年の大規模災害の課題と教訓の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度以降の大規模災害における教訓が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に大きな影響を与えた令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び 10 月 25 日の大雨における課題、教訓を反映させる。 ・ 特に災害対策本部機能、避難所の開設・運営体制、長期停電・通信障害への対応強化等を見直す。 ・ 新型コロナウイルスを含めた感染症対策を反映させる。
時点修正		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口等の時点修正や、組織改編による体制及び事務分掌を反映させる。 ・ 現行計画以降に締結した協定等を反映させる。

※ (気象庁 HP より)

M : 気象庁マグニチュード : 地震計で観測される波の振幅から計算されるマグニチュード

M_w : モーメントマグニチュード : 地震が発生した時の岩盤のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) をもとにして計算したマグニチュード

一般的に、陸域の浅い地震は $M_w = 0.78M + 1.08$ の関係にある。